

# 相手に知られたくない情報がある場合について

さいたま家庭裁判所

\* 裁判所に提出された書類は、相手が閲覧やコピーすることがあります。相手に知られたくない情報がある書面を提出する際は、以下の点に留意してください。

## 1 書面提出の際に留意していただきたいこと

### (1) あなたが作成する書面

⇒相手に知られたくない情報は書かないでください。

### (2) あなたが作成する書面以外

⇒知られたくない部分を黒塗り(マスキング)してから提出してください。

黒塗り(マスキング)の具体的方法

- ① 原本をコピーする(原本を黒ペン等で黒塗りしないでください。)
- ② コピーを黒塗り(マスキング)する。
- ③ 黒塗り(マスキング)しても該当部分が透けて見える場合には、黒塗り(マスキング)した書面を更にコピーして、該当部分が透けて見えていないか十分に確認する。

## 2 相手に知られたくない情報を裁判所には見せる必要があるとき

### (1) 知られたくない情報があなたの住所・氏名等の場合

⇒非開示希望申出又は秘匿決定申立てを検討してください。

### (2) 知られたくない情報があなたの住所・氏名等以外の場合

⇒非開示希望申出を検討してください。

※ 非開示希望申出、秘匿決定申立ての手続については、裏面をご覧ください。

## 3 非開示希望申出書提出後又は秘匿決定後に書面を提出する場合

### (1) 「知られたくない情報」は、あなたが情報管理を徹底する必要があります。

書面を提出する場合には、書面に「知られたくない情報」が記載されていないか十分確認してください。

### (2) 「知られたくない情報」又は「知られたくない情報」の推知情報(その情報により「知られたくない情報」が推認されるもの)が記載されている書面を提出する場合には、当該部分を黒塗り(マスキング)するか、当該部分につき、非開示希望申出書を提出してください。

知られたくない情報が表れやすい書面例

給与明細書、源泉徴収票、(非)課税証明書、診断書

推知情報の具体例

子の保育園や学校名、通院している病院名

## ◆非開示希望申出

相手方に知られることで、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報について、相手が閲覧謄写の申請をする場合に備えて、あなたの希望を予め申し出る手続です。

あなたを特定する事項(あなたの住所氏名等)だけでなく、それ以外についても、申出ができます。

- ・非開示希望申出書を提出
- ・疎明資料は原則不要  
(裁判所から求められたときは、提出してください。)

手数料不要

相手から閲覧謄写申請があった場合、裁判官の判断により秘匿情報が開示される可能性があります。

### 定義

### 対象

### 手続

### 手数料

### 効果

## ◆秘匿決定申立て

あなた又は法定代理人を特定する情報が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障の生ずるおそれがあるとき、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

あなたを特定する事項(あなたの住所氏名等)についてのみ申立てができます。

- ・秘匿決定申立書等を提出
- ・疎明資料が必要(あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについて)

手数料 収入印紙500円  
その他郵便切手必要

相手から秘匿事項届出書の閲覧謄写申請があっても、申請は許可されません。

審判・合意に相当する審判の手続では、相手から秘匿決定の取消しや閲覧等許可の申立てが可能です。

住所の秘匿決定の場合、その後の住所は代替住所が使用され、その代替住所は、執行等の関連手続にも及びます。